

第88回メーデー大会

2017年5月1日(月) / 会場: 二条城前

開会: 午前10時 / 行進出発: 午前11時頃

終了: 午後12時半頃 京都市役所前

メーデーの歴史

メーデーは、1886年5月1日に、米国の労働者が、8時間労働制を要求してストライキに立ち上がったことが起源です。その頃の工場労働者は十数時間を超える長時間労働に苦しめられており「仕事に8時間を、休息(睡眠)に8時間を、自分のしたいことに8時間を！」と掲げ運動しました。その結果、20万人あまりの労働者が8時間労働制を勝ちとったことが起源です。

その後、この運動は世界中に拡がり、1890年には、米国の労働組合の呼びかけに応じ、欧州、豪州、南米の各国の労働組合が5月1日に一斉にデモや集会を繰り広げました。

日本では、国際的なメーデーから遅れること30年後の1920年5月2日に「8時間労働制実現」、「失業防止」、「最低賃金法制定」、「シベリア即時撤兵」などの切実な生活要求を掲げ、上野公園で1万人超の労働者が結集してのメーデーが開催されました。

その後、戦時下、敗戦後の占領下において、労働組合運動が抑圧される時期がありましたが、その都度立ち上がりメーデーの歴史を刻み続けてきました。

現在の日本社会は、8時間を大きく越える長時間労働を強いられ、心身を病み過労死・過労自死も後を絶ちません。メーデーを期に、改めて労働時間への意識を高め、労働時間短縮の運動をいっそう強めていきましょう。

京都大学職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな 性別 生年月日

所属部局: 部署:

職種/職名: (例: 教員/准教授)

雇用形態: 常勤 有期雇用 時間雇用 再雇用 その他()

組合費: 給与控除(通常はこちら) 給与控除以外の徴収法を希望()

E-mail: @

あなたも組合に!

お申し込み

FAX:075-751-8365
http://join.kyodai-union.gr.jp

ご記入頂いた事項は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取扱をいたします。

連絡先

京都大学職員組合 事務所
〒606-8317京都市左京区吉田本町
TEL:075-761-8916
FAX:075-751-8365
内線:7615(本部地区)
Email:office@g.kyodai-union.gr.jp
URL: http://www.kyodai-union.gr.jp

職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615(本部地区) FAX: 751-8365 URL: http://www.kyodai-union.gr.jp/ Email: office@adm.kyodai-union.org



川島 隆

京都大学職員組合 中央執行委員長

2017年 春のあいさつ (組合の日常的な活動)

例年になく寒さの厳しかった冬もようやく終わり、キャンパス内に新入生があふれる季節となりました。新規採用で京都大学に来られた教職員の方々にとっても、新しい生活の始まりです。これを機会に、京大職員組合が行っている日常的な活動について少しご紹介し、その意義について考えてみたいと思います。(まだ組合員ではないみなさんと、すでに組合員になっているみなさんの両方に読んでいただければ幸いです。)

私たちの職場環境は年々厳しさをましており、雇止めやパワハラといった深刻な問題が多発しています。組合もそうしたハードな問題に日々取り組んでいますが、それ以外に、組合員の毎日を豊かにするような、いわばソフトな活動も行っています。無料の英会話やうたごえ喫茶、教員が自分の専門領域について一般向けにわかりやすく話すミニ講義、総合博物館や時計台の

歴史展示室の企画展示をめぐる解説つきツアーなどなど。こうした場では、所属や立場の違いによる垣根を越えて交流することができるのも大きな魅力です。

私たちが働く京都大学は、大きすぎるせいもあって、なかなか全体の見通しが利きません。所属している部局や教員/職員の別、雇用形態などで私たちの労働環境は根本的に変わってきますから、同じ場所で顔を合わせて働いている人たちが日々どんな思いで働いているか、想像するのが難しいこともあります。組合の活動に参加すれば、その不透明感がぐっと軽減されるのか、方々にアンテナを張ることもなるでしょう。まだ参加したことのない方は、ぜひ一度足を運んでみてください。多様な人々が働く京都大学という職場の中で自分がどんな位置にいるのかが新たに見えてくるはずです。

一日の残業時間の上限は 8時間？ 10時間？

2017年吉田事業場過半数代表者

太田 耕司

(理学研究科 教授)



一日の「就業時間」の書き間違い？ ではありません。1日の残業(超過勤務)時間の上限です。8時間なら深夜1時15分まで(吉田事業場)、10時間なら深夜3時15分(京大のその他の事業場)です。これは労働者と使用者の間で結ばれた協定(労使協定)ですので、使用者はこの時間まで労働者を働かせても違法ではないのです。「そんな遅くまで働いては帰宅できないし、休息も取りがたい」という声が聞こえてきそうですが、これが現在の京大における労使協定です。「そんな協定を結んだ覚えはない、誰がそんな協定を結んだのか？」という声も聞こえてきそうですが、各事業場の過半数代表者が、その事業場の労働者を代表して協定を結んでいます。

2017年度の労使協定でも、1日の上限を10時間とする提案が当局から出されました。吉田事業場以外ではこれで協定を結びましたが、吉田事業場では8時間でない協定を結べないとして、昨年度と同じく8時間にしました。この間、職員組合等でいろいろ議論があり、緊急時には8時間では短いのではないかといった意見もありました。ただ、緊急時はこの協定の枠外(労働基準法33条)であることから、労使協定事項ではないと判断しました。なお、土日に勤務する必要がある場合は、振替休日を取ることが原則です。

協定を結ぶ際の大学側の説明では、年度末等立込んでくると朝3時頃まで働かないと処理す

ることが難しい状況もあるので、10時間にして欲しいとのこと。一方で残業削減にも心がけているとのこと、一定の成果もあった印象でした。そもそも、午前様の残業が必要な事態は避けるべきで、そのための体制を整えることが使用者の責任です。使用者側で残業削減の努力もしているとのことでしたので、そうであれば労使協定はそれを後押しするような形で結ぶ方が適切であると考えます。

協定では、1日の残業の上限だけでなく、1ヶ月で70時間、1年で570時間という上限が定めてあります。(1ヶ月の規定は実際にはもう少し複雑で、70時間までは6回まで可能、但し繁忙期には2ヶ月に限り上限を80時間。)1年・1ヶ月の残業時間の上限に関しては、最近新聞・ニュース等によく見かけますが、この3月28日には、政府の働き方改革実現会議は、年間720時間以内・月平均60時間以内、極めて忙しい1ヶ月は100時間未満としました(運送業と建設業等を除く)。厚生労働省の示す過労死ライン(※)は1ヶ月内の残業が100時間を越える、または、2-6ヶ月にわたって80時間を越える場合とされています。

※Comment

京都大学職員組合としては、厚生労働省の過労死基準を超える時間の協定を結ぶことには反対の立場です。超過勤務時間を減らしていく方向性は、労働者はもちろん、京都大学法人の考えとも一致していると理解しています。

共謀罪立法について

法学研究科・法科大学院 教授(刑法)

高山 佳奈子

(京大職組 副委員長)



2017年3月21日に、過去に3回廃案となっていたいわゆる共謀罪法案(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)が閣議決定され、国会に提出されました。その内容は、国連や諸外国との関係でも、共謀罪立法としてしか理解されえないものです。共謀罪は、複数人が一定の犯罪の計画を立てて、誰かがそれを外部に示す何らかの行為をした段階で処罰対象となります。これまでの日本の犯罪対策は、予備罪でも危険を処罰する犯罪でも、保護されるべき利益に対する実質的な危険がなければならず、単なる「観念的な」危険では処罰しないこととしてきました。これは「法の適正手続の保障」を定めた憲法31条についての最高裁の解釈です。しかし、共謀罪は頭の中にある計画、つまり文字どおり「観念的な」危険の徴表を処罰の対象とするものであって、憲法上問題があります。

与党は本法案を「テロ等準備罪を処罰するもの」だとしていますが、立法の口実とされている国連国際組織犯罪防止条約はそもそもテロ対策を内容としておらず、本法案にもテロに照準を合わせた条文は全く含まれません。しかも、国連の公式文書は共謀罪立法が義務ではないと明言しており、条約そのものも、各国には憲法の範囲内で犯罪対策をとるよう求めています。テロ対策については13もの国際条約や安保理決議があり、日本は国内立法をすませてこれらをすべて実施しています。また、五輪招致が決まった2013年までの間に、五輪のための共謀罪立法が公的に議論されたこと

は一度もありませんでした。

本法案で処罰の条件とされている「組織的犯罪集団」には、事前の指定や認定、過去に違法行為をなした事実などは一切必要なく、捜査機関は、一般人の集合がある時点からそうだったと判断すればターゲットにできます。労働組合や消費者団体なども、対象から除外されているわけではありません。犯罪の計画の「合意」も、手段に制限がなく、SNSやメール、目配せでももちろん該当します。言葉によらない「黙示の共謀」や、メンバーが一度に集まる必要のない「順次共謀」、また、犯罪の実行が確実に予想されなくても成立する「未必の故意」による共謀が、広く認められています。最高裁による組織的犯罪処罰法の解釈がすでにそうなっているのです。さらに、今般新たに導入される概念である「実行準備行為」には、ATMでの現金の引出しや場所の下見など、それ自体として何の危険性も含まないあらゆる行為が該当します。

現在の日本では、危険な行為はすでにほぼ網羅的に処罰の対象になっており、共謀罪立法を行っても治安は向上しません。もしこれを適用しようとすれば、危険でない日常的な活動を監視下に置いておく必要があります。たとえば、研究機関で、新しい物質や技術の研究開発を進めることにも、萎縮効果が発生しかねません。自由な教育・研究を妨げるこの立法に対しては、大学人の間からも「共謀罪法案の提出に反対する刑事法研究者の声明」や、立憲デモクラシーの会の「共謀罪法案に反対する声明」が出されています。